

～増えている？メンタル疾患～

「メンタル疾患での休職・復職時のトラブル防止」

&

労基法 40年ぶり大改正★徹底解説！

- ・急増！メンタル疾患による休職。トラブル回避のために知っておきたいこと
 - ・40年ぶりの労働基準法大改正（2027年以降予定）。就業規則の変更必須です！
- （改正案概要）
- (1)連続勤務の上限規制 ⇒ 4週4日の休日から2週2日の休日へ！
 - (2)法定休日の明確な特定義務 ⇒ シフト制でも個別に法定休日を明確に！
 - (3)勤務間インターバル制度の義務化 ⇒ 翌日の始業時刻まで原則11時間以上の休息時間！
 - (4)有給休暇時の賃金算定の改正 ⇒ 原則「通常賃金」方式へ一本化？
 - (5)つながらない権利のガイドライン策定 ⇒ 勤務時間外の連絡がストレスや離職の原因？
 - (6)副業・兼業者の割増賃金のルール見直し ⇒ 「割増賃金」は通算しない・「労働時間」は通算する
 - (7)法定労働時間週44時間の特例措置廃止 ⇒ 商業・飲食などの10人未満の会社は残業代増加？

日 時：令和8年 2月 26日（木）

午後3時～午後4時30分

場 所：大阪産業創造館 5階 研修室C 中央区本町1-4-5

「堺筋本町」駅12番出口徒歩5分（地下有料駐車場有り）

参加費：無料

定 員：30名（定員に達し次第締め切ります）

申込み締切り：令和8年2月20日（金）

※当日、直接会場へお越しください。

講 師：山田扶美子 氏 山田扶美子社会保険労務士事務所 所長・社会保険労務士

関西大学文学部卒業。（株）リクルートに入社し営業企画に従事。その後、住友生命保険相互会社に入社、育成センターに所属し社員教育に従事。平成12年、社会保険労務士登録、労務相談、労働・社会保険の手続き業務、助成金の申請、年金セミナー、あっせん業務、是正勧告指導業務、給与計算等中小企業の良きアドバイザーとして実績を積む。大手損保会社、市役所、歯科医師会、工産業会で各種セミナー多数。

セミナー受講申込書

所属工業会・産業会 一般社団法人此花工業会

お名前		連絡先	
会社名			

お申込み・お問合せ

電話：06-6468-0781 FAX：06-6468-0788